

7 代理総説

1 要件・効果

「代理」とは、本人に代わって他の者が行った法律行為の効果を、本人に直接帰属させようという仕組みのことをいう。代理は法律行為の効果を、当該行為を行った者（代理人）ではなく別の者（本人）に帰属させようというものであるため、一定の要件を満たす必要がある。

要件	①	代理人には有効な代理権があること ^{*1}
	②	本人のためにすることを示すこと（顕名） ^{*2}
	③	代理人が代理権の範囲内で意思表示をなすこと（代理行為）
効果	代理行為の効果が、本人・相手方間に、直接、効果が生じる	

※1 代理権がなく行われた代理行為のことを「無権代理行為（無権代理）」といい、無権代理・表見代理に関する規定に従い処理されることとなる

※2 顕名がなく行われた代理行為の効果は、原則として、代理人自身のためにしたものとみなされるが、当該代理行為の相手方が、代理人が本人のためにすることを知り（悪意）、又は知ることができたとき（善意有過失）は、有権代理として処理されることとなる（100条）

2 代理権の発生・消滅

(1) 発生

代理権の発生は、代理が「任意代理の場合」か「法定代理の場合」かにより異なる。

代理	意義	発生原因
任意代理	代理権が本人から与えられた場合における代理のこと	本人の代理権授与行為により代理権が発生する（例：委任）
法定代理	代理権が法により設定される場合における代理のこと	法律の規定等により代理権が発生する（例：後見）

(2) 消滅

代理権の消滅は、代理が「任意代理の場合」か「法定代理の場合」かにより異なる。また、その消滅事由が「本人に生じた」か「代理人に生じた」かによっても異なる（111条、651条）。

		消滅事由			
		死亡	破産手続開始決定	後見開始の審判	解約告知
任意代理	本人	消滅する	消滅する*	消滅しない	消滅する
	代理人	消滅する	消滅する	消滅する	消滅する
法定代理	本人	消滅する	消滅しない	消滅しない	消滅しない
	代理人	消滅する	消滅する	消滅する	消滅しない

* 委任による代理権の場合、本人が破産手続開始決定を受けたときも消滅する（111条2項、653条2号）

3 代理と使者

	代理人	使者
地位	法律に基づくもの（法定代理）・委任契約、雇用契約、請負契約、組合契約などに基づくもの（任意代理）	委任契約、雇用契約、請負契約、組合契約などに基づくもの
能力	意思能力 必要 行為能力 不要	意思能力 不要 行為能力 不要
意思の瑕疵	代理人を基準に決する	本人を基準に決する
復任	制限あり	制限なし

4 復代理

「復代理」とは、代理人が他の者を選任して、本人のために行為を行わせることをいう。代理人により選任された者を「復代理人」という。復代理の可否や復代理における代理人の責任は、代理が「任意代理の場合」か「法定代理の場合」かにより異なる（104、105条）。

	復代理の可否	代理人の責任
任意代理	原則：不可 例外：以下の場合に限り可 ① 本人の許諾がある場合 ② やむを得ない事由がある場合	代理関係の基礎となる法律関係の解釈等により、個別具体的に判断される
法定代理	いつでも可	原則：復代理に関してすべて責任を負う 例外：やむを得ない事由による復代理の場合、復代理人の選任・監督に関する責任のみを負う